

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号

目 次	ページ
告 示 ◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正（行政管理課）	1
高知県教育委員会訓令 ◎県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令 ◎高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	1 2
高知県教育委員会告示 ◎告示（地方自治法第180条の7の規定に基づく高知県教育委員会の権限に属する事務の委任）の一部改正（教育委員会事務局教育政策課）	3
高知県教育長訓令 ◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	3

告 示

高知県告示第511号
 平成22年4月高知県告示第224号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から施行する。
 平成27年8月31日
 高知県知事 尾崎 正直

1中「公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条に規定する職員（同条第1項第2号に規定する技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の適用を受ける者を含む。）を「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員」に改める。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第6号

教育委員会事務局
 県 立 学 校

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成27年8月31日
 高知県教育委員会委員長 小島 一久

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

- 2 次項本文の規定にかかわらず、校長又は専決権者は、事務の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該専決権者より下位の職にある専決権者が専決することができる事務を決裁することができる。
- 3 専決権者がこの規程の規定により専決することができる事務には、当該専決権者より下位の職にある専決権者が専決することができる事務を含まないものとする。ただし、専決権者が不在のときに、校長又は当該専決権者の上司が、当該専決権者が専決することができる事務を決裁することを妨げない。

別表10の項中「振替及び半日勤務時間の割振り変更」を「振替等及び休日の代休日の指定」に改め、同表11の項中「及び休息时间」を削り、同表12の項中「時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定」を「時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに特殊勤務の実績確認」に改め、同表33の項中「32」を「34」に改め、同項を同表35の項とし、同表中32の項を34の項とし、31の項を33の項とし、30の項を32の項とし、29の項を31の項とし、28の項を30の項とし、27の項を29の項とし、同表26の項中「備考に定める県立学校にあっては、事務長が専決する。」を「Ⅱ」に改め、同項を同表28の項とし、同表25の項を削り、同表24の項中「臨時的任用職員及び非常勤職員等」を「臨時的任用教職員」に、「Ⅱ」を「備考に定める県立学校にあっては、事務長が専決する。」に改め、同項を同表27の項とし、同項の前に次のように加える。

26 臨時的任用教職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。					○	
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--

別表中23の項を25の項とし、22の項を24の項とし、21の項を23の項とし、20の項を22の項とし、19の項を21の項とし、18の項を20の項とし、17の項を削り、16の項を19の項とし、同項の前に次のように加える。

18 赴任旅費に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○				
	イ 所属職員（アに掲げる職員を除く。）に係るもの				○	

別表15の項中「命令変更」を「変更命令」に改め、同項を同表17の項とし、同表中14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項の次に次のように加える。

13 時間外勤務代休時間の指定及び実績確認に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員（ア及びイに掲げる職員を除く。）に係るもの			○	
14 管理職員特別勤務手当実績簿の確認に関すること。		○			

別表備考3中「及び12から14まで」を「、12、13、15及び16」に改め、同表備考4中「15及び25」を「17及び18」に改め、同表備考に次のように加える。

5 臨時的任用教職員、非常勤教職員及び外国語指導助手に係る9から13まで及び15から17までの事項の決裁権者については、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の取扱いについては、なお従前の例による。

高知県教育委員会訓令第7号

教育委員会事務局
県立学校

高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年8月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員服務規程（平成4年12月高知県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県立学校職員服務規程

第1条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第5条第1項中「配置換」を「配置換え」に改める。

第6条の見出しを「（事務引継）」に改め、同条第1項中「配置換」を「配置換え」に、「7日以内に、」を「7日以内に校務を」に改め、同条第2項中「配置換」を「配置換え」に改める。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、出勤簿への押印については、総務事務集中化システムを使用して出勤簿に係る事務を処理することとされる職員にあっては、この限りでない。

第8条第1項中「すべてを」を「全てを」に改める。

第9条ただし書を次のように改める。

ただし、総務事務集中化システムを使用して時間外勤務・休日勤務命令簿に係る事務を処理することとされる職員に係るものにあつては、この限りでない。

第9条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、教員に対しては、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号。第13条第2項において「給特条例」という。）第6条第2項に規定する場合を除き、時間外勤務を命じないものとする。

第9条の2に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して時間外勤務代休時間指定簿に係る事務を処理することとされる職員に係るものにあつては、この限りでない。

第11条中「によるもののほか」を「に定めるもののほか」に改める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して休暇届に係る事務を処理することとされる職員にあっては、この限りでない。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して休暇承認願に係る事務を処理することとされる職員にあっては、この限りでない。

第12条第3項に次のただし書を加える。

ただし、総務事務集中化システムを使用して休暇許可願に係る事務を処理することとされる職員にあっては、この限りでない。

第13条第1項中「校長」を「校長（その期間が引き続き6日を超える等異例に属する場合にあっては、教育委員会）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、総務事務集中化システムを使用して職務専念義務免除承認申請書に係る事務を処理することとされる職員にあっては、この限りでない。

第20条中「職員が」を「職員は」に改める。

第21条中「この規程により」を「この規程の規定により」に、「すべて」を「全て」に改める。

第22条の見出し中「教育長への」を削る。

附 則

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第6号

平成19年12月高知県教育委員会告示第10号（地方自治法第180条の7の規定に基づく高知県教育委員会の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から施行する。

平成27年8月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

1中「（学校を除く。）」を削り、「小学校・中学校等教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く」を「臨時的任用教職員を除き、県立学校の職員以外の職員のうち教育職員にあっては、県立学校の教員をもって充てられた指導主事に限る」に、「、単身赴任手当及び児童手当」を「及び単身赴任手当」に改める。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局
各 県 立 学 校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年8月31日

高知県教育長 田村 壯児

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「振替及び半日勤務時間の割振り変更」を「振替等及び休日の代休日の指定」に改め、同項第9号中「及び休息时间」を削り、同項第10号中「時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定」を「時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに特殊勤務の実績確認」に改め、同項中第31号を第33号とし、第24号から第30号までを2号ずつ繰り下げ、第23号を削り、同項第22号中「臨時的任用職員及び非常勤職員等」を「臨時的任用教職員」に改め、同号を同項第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

(24) 臨時的任用教職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。

第2条第1項中第21号を第23号とし、第16号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、第15号を削り、同項第14号中「6日」を「その期間が6日」に改め、同号を同項第17号とし、同号の前に次の1号を加える。

(16) 職員の赴任旅費に関すること。

第2条第1項第13号中「命令変更」を「変更命令」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 職員の時間外勤務代休時間の指定及び実績確認に関すること。

(12) 管理職員特別勤務手当実績簿の確認に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に決裁を受ける途中にある事務の取扱いについては、なお従前の例による。